

平成 29 年 4 月 24 日

会員社会就労センター長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会 長 阿 由 葉 寛
<公印略>

**全国社会就労センター協議会「平成 29 年度 永年勤続表彰」
候補者の推薦について（依頼）**

平素より本会事業の推進につきまして、ご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、本会では社会就労（授産）事業の発展に功績のあった方を対象に、別添「全国社会就労センター協議会 表彰規程」により、毎年度表彰を実施しております。

つきましては、貴施設・事業所に対象となる方がおられましたら、別添「推薦書」に必要事項をご記入のうえ 5 月 22 日（月）までに各都道府県社会福祉協議会に推薦書をご送付いただきますようお願いいたします。平成 26 年度表彰より、社会就労事業に携わられたより多くの方の功労を称える趣旨から、施設長・管理者も対象としております。

なお、表彰式は 7 月 27 日（木）に、兵庫県神戸市（「神戸ポートピアホテル」）で開催する「全国社会就労センター総合研究大会」の開会式の中で執り行いますことを申し添えます（ご欠席の場合は、郵送にて表彰いたします）。

記

1、送付内容

- ① 全国社会就労センター協議会 平成 29 年度永年勤続表彰候補者 推薦書

※ 右上の No. の欄、推薦者氏名の部分は、とりまとめをいただく都道府県社協にて記入を
いただく箇所のため、何も記入しないでください。

- ② 全国社会就労センター協議会 表彰規程

2、スケジュール

- 施設・事業所へ永年勤続表彰候補者推薦依頼文書（本文書）を送付

↓

- 施設・事業所から都道府県社会福祉協議会（※）へ推薦書を送付（5 月 22 日締切）

（※）都道府県社会就労センター協議会組織（以下、都道府県セルフ協）が都道府県社協外にある都道府県では、都道府県セルフ協がとりまとめ作業を担当する場合がございます。

↓

- 都道府県社会福祉協議会から本会（全国セルフ協事務局）へ推薦書を送付（6 月 12 日）

↓

- 本会から候補者所属施設、都道府県社会福祉協議会に表彰決定の連絡（6 月 27 日頃）

↓

- 表彰の実施（7 月 27 日／「全国社会就労センター総合研究大会」（兵庫大会）の初日）

3、問い合わせ先

全国社会就労センター協議会（「セルフ協」）事務局（担当：小高、源馬、寺西、金子）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内
Tel：03-3581-6502 Fax：03-3581-2428 E-mail：selp@shakyo.or.jp

全国社会就労センター協議会 表彰規程

(趣 旨)

第1条 本協議会運営内規第2条の2に掲げる社会就労センターの職員で社会就労事業の発展に寄与し、その功績が顕著な者に対し本会会長（以下「会長」という。）が表彰を行う。

(表彰の方法)

第2条 この規程による表彰は毎年行う。表彰は全国大会の際に行う。

(表彰の対象)

第3条 会長が表彰する者は、第1条に規定する趣旨に基づき、社会就労センター（多機能型事業所における運営内規第2条の2（※1）に掲げられている事業以外の事業を含む）の職員として表彰を受ける当該年度の4月1日現在、現職にあつて、通算20年以上の勤続者で功績顕著な者を対象とする。なお、勤続年数の算定については、就職した日から、表彰式を執り行う前年度末日までの期間とする。

但し、社会就労センターを経営する法人における社会就労センター以外の勤務期間と通算することができるものとし、その場合にあつては、社会就労センターにおける勤務年数が10年以上である者とする。但し、社会就労センター以外の勤務年数を通算する場合には、2分の1に換算する。また、その在職期間が中絶されている場合及び2以上の事業所におよぶ場合であってもこれを通算する。

(表彰対象の制限) (※2)

第4条 上記3条に該当する者であっても、次の各号に該当する者はこれを表彰しない。

- (1) 既に全国段階の表彰および褒章叙勲を受けた者
- (2) 法人の理事

(候補者の推せんの方法)

第5条 候補者の推せんについては、候補者が所属する法人理事長が、この規程に定める表彰に該当する者を候補者として各都道府県社会福祉協議会または各都道府県社協社会就労センター部に推せんし、各都道府県社会福祉協議会または各都道府県社協社会就労センター部会はその推せんをもとに候補者を会長に推せんする。

(表彰委員会)

第6条 表彰を審査するため、会長の委嘱する審査委員をもって構成する委員会を置く。

2. 前項の表彰審査委員会は、各都道府県社会福祉協議会からの推せん書によりその功績審査を行い、会長に答申する。

〔附 則〕

1. この規程は、昭和 58 年 5 月 18 日から施行する。
2. 昭和 62 年 4 月 21 日一部改正
3. 平成 7 年 6 月 21 日一部改正
4. 平成 12 年 3 月 31 日一部改正
5. 平成 13 年 4 月 1 日一部改正
6. 平成 20 年 2 月 27 日一部改正
7. 平成 21 年 5 月 11 日一部改正
8. 平成 26 年 2 月 28 日一部改正・施行

(※1)

参 考 全国社会就労センター協議会運営内規 (抜粋)

(目 的)

第 2 条 この協議会は社会就労センターの事業の発展を期するため、全国的連絡調整を行うとともに事業に関する調査・研究・協議を行い、かつ実践をはかることを目的とする。

2. 「社会就労センター」とは、社会経済活動を行っている社会福祉施設・事業所で、働く意欲がありながら障害等の理由により一般就労が困難な人々および一般就労を希望する人々が利用する下記のところをいう。
 - ・ 生活保護授産施設、社会事業授産施設（基準該当就労継続支援 B 型事業を含む）。
 - ・ 次の事業を運営する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設。
就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業、生産活動を行う生活介護事業、地域活動支援センター。

(※2)

規程上は明記しておりませんが、すでに同表彰（「全国社会就労センター協議会 永年勤続表彰」（前身の「全国授産施設協議会 永年勤続表彰」も含む））の受表彰実績のある方は対象外となります。

全社協 全国社会就労センター協議会 平成29年度永年勤続表彰候補者推薦書

推薦者氏名
(都道府県社協/
セルフ協代表者)

印

(記入日: 年 月 日)

(※1)

ふりがな			勤続年数 (平成29年 4月1日現在)	(通算20年以上) 年 月			
氏名			* 社会就労センター(セルフ)以外の勤務期間は 1/2換算でご記入ください				
職名							
法人名							
施設・事業所名							
施設・事業所所在地	〒 _____ TEL: _____ FAX: _____						
施設・事業所代表者	(氏名)			(職名)			
担当者(本件の問合せ先)	(担当者名)			TEL: _____ FAX: _____			
職歴の 大要	就任(職)年月日	退任(職)年月日	勤続年数(※2)	施設種別(※3)	法人名	施設名	役職
	年 月 日	年 月 日	年 月	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月	セルフ・セルフ以外			
		現在に至る					
(通算合計)		年 月					
参考事項							

- (※1) 推薦者(都道府県社協もしくはセルフ協代表者)氏名と公印の捺印については、推薦書のすべてではなく別紙(例:「全国社会就労センター協議会永年勤続表彰候補者の推薦について」)を作成いただき、そこに推薦者氏名の記入と公印の捺印をいただく形式でも構いません。
- (※2) 「セルフ以外」であればその1/2の期間に換算してください。(例:2年4ヶ月⇒1年2ヶ月と記入)
- (※3) 施設種別にはどちらかに必ず○を付けてください。「セルフ」は、障害者総合支援法下の就労系事業(就労継続支援A型・B型、就労移行支援、生産活動あり生活介護、地域活動支援センター)、生保・社会事業授産施設、旧体系下の授産施設(入所・通所)・福祉工場等を指します。

推薦者氏名(法人理事長)

印